



亀山市犯罪被害者等支援条例の制定について

亀山市は、令和3年6月亀山市議会定例会にて、「亀山市犯罪被害者等支援条例」の制定に関する議案を提出いたします。

本条例は犯罪被害者等に対する支援に関し、基本理念を定め、市並びに市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、支援の基本事項を定めることにより、犯罪被害者等への支援を推進し、被害の早期回復、生活の再建に資するとともに、犯罪被害者等を支える社会の形成を促進することを目的としています。

犯罪に遭われた方の多くは、肉体的、精神的、経済的に困難な状況に陥ることがあります。そこで、市が相談の窓口となり、必要な情報の提供や助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行います。さらに、殺人、強盗等の犯罪により死亡、重傷病等の被害を受けた方やそのご家族等に対しては、一層寄り添った相談と必要な支援を行います。

具体的な支援等につきましては、経済的負担の軽減を図るための支援金の給付をはじめ、育児、家事等に支障がある場合の日常生活の支援、従前の住居に居住することが困難になった場合の市営住宅への入居における特別配慮、精神的被害を早期に回復できるようカウンセリングの支援等を行います。

こうした取り組みにより、犯罪被害者が被害を受けた後も住み慣れた地域で安全、安心に暮らしていただけるよう支えてまいります。

本条例は、認知症高齢者等個人賠償責任保険制度の整備に次ぐ、3つの「暮らしのセーフティネット」第2弾として制定するものです。